

静岡市葵待機児童園 重要事項説明書

令和7年4月25日作成

1 施設運営者

名 称	静岡市
代表者氏名	市長 難波 喬司
所 在 地	静岡市葵区追手町5番1号
電 話 番 号	054-221-1094（こども園運営課）

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	・乳児・幼児に対する保育の実施 ・乳児等通園支援事業を利用する子どもに対する適切な遊び及び生活の場の提供と当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助
運営方針	・児童福祉法及び子ども・子育て支援法その他関係法令及び関係条例を遵守します。 ・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に提供するよう努めます。 ・園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 園の概要

施設の種類	小規模保育及び一時預かり保育を提供する施設		
開設年月日	平成27年4月1日		
施設の所在地	静岡市葵区千代田三丁目3番25号		
電話番号	054-207-8883		
管理者 (令和7年度)	園長 櫻井 靖乃		
利用定員	小規模保育事業（6人） 一時預かり事業（18人） 乳児等通園支援事業 2人		
嘱託医等 (令和7年度)	園内科医	てらむらクリニック	寺村 加苗 電話 054-267-3888
	園歯科医	みまつ渡辺歯科医院	渡邊 英幸 電話 054-209-1133
	園眼科医	さくら眼科	松久 充子 電話 054-263-4363
	園耳鼻咽喉科医	森福耳鼻咽喉科医院	森福 孝之 電話 054-296-5544
	園薬剤師	あおば薬局中央店	飯村 智也 電話 054-653-5678

4 施設・設備等の概要 (葵)

敷地面積	858 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 3階建ての1階部分 延床面積 222.7 m ²
主に使用する施設	・乳児室・ほふく室 6室 面積 65.9 m² ・保育室 2室 面積 19.3 m² ・園庭 千代田一丁目緑地

5 職員の状況（令和7年4月1日）

職 名	人数
園長	1人
主任	1人
保育教諭	8人
調理員	3人
事務員	1人

6 保育を提供する日等

保育を提供する日			月曜日から土曜日まで。ただし、祝日法に規定する休日、12月29日から1月3日までの日を除く。
保育を提 供する時 間	小規模保 育事業	保育標準時間	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間
		保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	一時預かり事業		午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間
時間外保育			開園日・開園時間の範囲内で実施
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			在園児以外の子どもを対象として、開園日・開園時間の範囲内で実施

7 提供する保育等の内容

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）、静岡市立こども園における教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成・実施に係る指針に準じ全体的な計画を作成し、保育の提供を行います。

（１）主な年間行事（予定）

	葵
4月	入園 避難訓練（毎月） 身体測定（毎月）
5月	こどもの日の集い 内科健診 歯科健診
6月	プール開き
7月	七夕の集い
8月	プール納め
9月	総合防災訓練 眼科検診 耳鼻科検診
10月	親子ふれあい会 内科健診 歯科検診
11月	勤労感謝の慰問 社会福祉施設防災訓練
12月	クリスマス会 保育納め
1月	おめでとうの会 保育始め
2月	節分（豆まき）
3月	ひな祭りの集い お別れの会

（２）毎日の保育の流れ

時刻	予 定
7:00	開園 登園（保育標準時間）
8:30	登園（保育短時間）
9:30	おやつ あそび（散歩、室内・戸外あそび、手あそび、絵本など）
11:00	昼食準備 昼食
12:00	午睡準備 午睡
14:30	目覚め
15:00	おやつ、遊びなど
16:30	降園（保育短時間）
16:30	遅番保育（保育標準時間）
18:00	延長保育（保育標準時間）

(3) 食事の提供

給食等の方針	献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものとします。また、子どもの身体的状況や嗜好を考慮して食材選びや調理方法を工夫します。
昼食及びおやつ等	昼食 ・原則として毎登園日に提供します。 ・本園の昼食は園内で調理したものです。 ・昼食の献立は毎月の献立表により保護者にお知らせします。 おやつ ・9時30分頃及び15時頃に在園している子どもには、おやつを提供します。 軽食 ・時間外保育により19時まで在園する子どもに対して、18時頃に軽食を提供します。
アレルギー等への対応	・アレルギー等で食べられないものがありましたら、事前にお知らせください。 ・アレルギーのあるお子さんは、「未就学児用食物アレルギー・アナフィラキシー用生活管理指導表」を医師に書いてもらい、それを基に保護者と園で相談をします。 ・保護者と園で相談の上、その食材を使った料理の除去など可能な範囲で必要な対応を行います。 ・アレルギー品目が多いなど、料理の除去では対応しきれない場合には、家庭から弁当持参をお願いすることがあります。 ・原則として、個々に特別な献立を用意することはできません。

(4) 健康診断等

ア 内科・歯科等健診	各々年2回、嘱託医が実施します（眼科、耳鼻咽喉科は年1回）。
イ 尿検査	年1回、検査機関に委託し実施します。
ウ 身体測定	毎月1回、身長・体重の測定を行います。

8 保護者の負担

(1) 利用者負担額（保育料）

0歳から2歳の乳児（クラス年齢）で、第2子以降の保育料を世帯の所得や、きょうだいの年齢、保育所等の利用にかかわらず無料とします。

第1子の園児は、支給認定区分（標準又は短時間）、世帯の所得状況に基づき、保護者が居住する市が定める額を負担していただきます。

月の途中の入退園の場合、利用者負担額（保育料）の月額を日割計算して徴収させていただきます。

(2) 時間外保育料

対 象		時 間 区 分	料 金
小規模保育事業を利用する方	保育標準時間	午後 6 時から午後 7 時まで	1 回 200 円
	保育短時間	午前 7 時から午前 8 時 30 分まで	1 回 200 円
		午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	1 回 200 円
		午後 6 時から午後 7 時まで	1 回 200 円
一時預かり事業を利用する方		午後 6 時から午後 7 時まで	1 回 200 円

(3) 乳児等通園支援事業 子ども1人につき1時間当たり300円

※給食を提供した場合は、別途給食費250円をお支払いいただきます。

9 支払方法

以下の方法でお支払いいただくようご協力をお願いしています。

- ・口座振替払 保育料、時間外保育料

※口座登録のない方については、納付書でお支払いしていただきます。なお、静岡市ホームページ「web 口座振替受付サービス」より口座振替の申請が可能です。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 利用の開始（選考）

利用定員を超える申込みがあった場合は、保育が必要な程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるように調整します。

(2) 利用の終了

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ア 待機児童園を利用しようとする者が静岡市待機児童園条例第4条に規定する保育の対象でなくなったとき。
- イ その他、市長が利用を不相当と認めるとき。

(3) 乳児等通園支援事業の利用の開始

市の利用認定を受けた後、予約システムにより申込み、定員の範囲内で先着順に利用することができます。なお初回の利用の前に、園職員との面談が必要です。

(4) 乳児等通園支援事業の利用の終了

- ア 乳児等通園支援事業を利用しようとする者が満3歳に達したとき。
- イ 乳児等通園支援事業を利用しようとする者が認定こども園、保育所等に入園したとき。
- ウ その他、市長が利用を不相当と認めるとき。

11 緊急時の対応

保育中に、子どもの体調の急変等が生じた場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 非常時の対策

(癸)

管轄する警察署		(静岡中央) 警察署 沓谷交番
消防計画		平成26年10月策定・届出済(千代田消防署)
防災設備		自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練		火災及び地震を想定し、月1回実施
避難場所		千代田小学校
園児の引き渡し	地震	震度5強以上の地震、もしくは避難指示が発令された場合、園または避難場所で直接保護者に引き渡し
	風水害	大型台風の接近や上陸等の影響により警戒レベル3以上が待機児童園の所在するエリアに発令された場合は原則臨時休園とします ※大型台風の接近等により、大雨、暴風警報が発表された場合は、市内全域、静岡市南部、北部全域に警戒レベルが発令される場合もあります

13 傷害保険等の加入

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入しています。

保険の種類	民間傷害保険
掛け金	全額公費負担
給付金額	死亡・後遺障害 130 万円 入院日額 1,800 円 通院日額 1,200 円

14 虐待の防止のための措置

待機児童園では、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、園長を虐待防止に関する責任者として定め、職員に対して定期的に研修を行います。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

園に関する要望や苦情については、苦情受付担当者又は苦情解決相談委員にご相談ください。

苦情解決責任者(令和7年度)	園長 櫻井 靖乃
苦情解決相談委員(主任児童委員)	主任児童委員 土屋 雅裕(つちや まさひろ) 080-5137-6665 白鳥 薫里(しらとり かおり) 090-5038-9682

※苦情解決相談委員は、任期終了後、変更があることをご承知おきください。

16 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの退園又は転園に際しては、その後の連携施設その他の施設等における保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を連携施設その他の施設に提供します。

17 内容の変更について

重要事項説明書の内容に変更があった場合は、その都度お知らせします